

## 第3回規制制度改革ワーキングチーム 議事次第

日 時：平成29年1月26日（木）14:00～15:50

場 所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

開会

1. 時期アクションプラン全体骨子（案）

2. 今後の進め方

閉会

○IT総合戦略室 ただいまから第3回「規制制度改革ワーキングチーム」を開催させていただきます。

本日は御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日ですけれども、金丸構成員の代理の住田様が45分ほど遅れて参加ということになっています。その他の構成員の方には全員御出席いただいております。

それでは、これ以降の議事進行は国領主査にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○主査 どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、行政手続と民間取引IT化の目指すべき方向と課題について御意見をいただいたわけですが、3つの原則として「デジタルファースト」「ワンストップ」「ワンズオンリー」の実現を目指すことと、それから検討課題の例が示されまして、おおむね皆様から合意をいただいたところです。予測可能性を高めること、提供すべき体験を意識したストーリーを構築すること、API公開により民間サービスの中に官の手続をつなげることなど、幾つかの御指摘をいただいたわけでございます。

本日はこれらを踏まえまして、次期アクションプランの全体骨子について、事務局から御提案をいただくことになっています。その際に説明があるとおり、前回このワーキングチームの会合以降、議員立法である「官民データ活用推進基本法」が12月14日付けで施行されておりまして、本基本法を踏まえた取り組みについても、アクションプランに含める方向で議論いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から資料確認をお願いします。

○IT総合戦略室 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第と、資料1-1から1-5、そして資料2がございます。

資料1-1がIT室の資料として、「官民データ活用推進基本法を踏まえた対応（案）」、資料1-2が総務省提出資料として、一枚紙の「平成27年度における行政手続オンライン化等の状況の公表」、

資料1-3がIT室の資料として、「次期アクションプラン全体骨子（案）」、

資料1-4が総務省情報通信国際戦略局の資料、

資料1-5が経済産業省情報プロジェクト室の資料があります。

そのあと、資料2として「今後の進め方（案）」がございます。

それから番号を振っておりませんが、吉田構成員から「デジタル政府 英国の事例」の資料が配付されております。

以上、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

○主査 よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従って進めていきたいと思っております。

「1. 次期アクションプラン全体骨子（案）」について、御議論いただきたいと思えます。その際、アクションプランの一部として、官民データ活用推進基本法を踏まえた対応案についても御議論をいただきたいと思っております。

資料1-1が、「官民データ活用推進基本法を踏まえた対応（案）」でございまして、資料1-3が「次期アクションプラン全体骨子（案）」となっております。それから、平成27年度のオンライン化の状況や、骨子の中に盛り込む予定の2つの項目について、関係省庁に資料も用意していただいているところでございます。

きょうは、資料1-1から1-5まで、まとめて事務局及び関係省庁から説明していただいた後に質疑の時間を設けたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料説明を始めてください。

○IT総合戦略室 それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

先ほど主査からありましたように、資料の1-1ということで官民データ活用推進基本法を踏まえて特に重点的に取り組む施策を説明させていただいた上で、行政手続オンライン化の状況を簡単に説明させていただいた後、官民データ活用推進基本法を踏まえて、施策を含む形で資料の1-3として、次期アクションプランの全体骨子を、そしてそれに関連する施策として、関係省庁から、資料1-4を総務省から、資料1-5を経済産業省から説明させていただくという形で進めさせていただきます。

それでは、資料1-1でございまして。「官民データ活用推進基本法を踏まえた対応（案）＜行政手続・民間取引IT化関係＞」について説明させていただきます。

資料の1 ページ目をめくっていただきまして、目次ということで2 ページ目が基本法、めくっていただいて3 ページ目でございます。

今後、データの活用が非常に重要になってきているという趣旨を踏まえまして、議員立法で11月29日に衆議院の本会議を通過して、ワープロミスになっていますが、12月7日に参議院本会議を通過して、12月14日に施行された法律でございます。

大きな枠組みは、「データ立国 ニッポンへ」ということで、ポンチ絵にも書いておりますが、「データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出」を進めていくという観点から、官民データ活用推進基本法については、今後国が取り組むべき各種施策が書かれております。その上、一番上のところに、「原則IT、データ活用の推進」が含まれております。

4 ページ目は、全体の概要について書いております。

目的としましては、官民データ活用の推進に係る施策を総合的かつ効果的に推進し、これによって国民の安全、安心あるいは快適な生活環境の実現ということです。全体の構造としましては、第1章に総則、官民データの定義、基本理念それから責務が書かれた後、第2章には官民データ活用推進基本計画をつくることとあり、これは政府、都道府県、それから努力義務ですが市町村でも行うとなっております。

さらに第3章には基本施策として幾つか並んでおり、その一番上のところに「行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進」、こういったことが書かれていると。こういったものにつきまして、第4章でございますが、IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置し、推進していくという体制になっているものでございます。

5ページ目でございます。

特に行政手続及び民間取引のIT化に関しましては、第10条に書かれておりまして、ごらんいただくとわかりますように、第一項のところは「国は、行政機関等に係る」、この行政機関は国あるいは独法に加えまして、地方自治体も含むということでございますけれども、その手続に関してITを利用する方法を原則とするよう必要な措置を講ずるとあります。

それから第2項といたしまして、民間事業者の手続に関して、ITを使うことを促進するための必要な措置とあり、第1項の原則と第2項の促進で書き分けておりますけれども、そういったことがうたわれております。

第3項におきまして、法人の代表者が委任できるというような規定について、これは後ほど説明させていただきます。

これを踏まえた対応ということでございますが、7ページ目でございます。

行政手続及び民間取引に係る原則オンライン化ということを踏まえまして、本ワーキングチームでこれまで課題として提示してきた政府横断的な取り組みだけではなく、各省の取り組みを促すために、3つほど検討してはどうかというのが今回の御提案でございます。

①が特に各省庁、国の行政手続のオンライン化推進に向けた計画の策定をしていってはどうか。

②ということで、地方自治体の行政手続のオンライン化の方策を検討していってはどうか。

③が民間取引、これは二項関係になりますけれども、オンライン化の促進プログラムをつくっていってはどうかというものでございます。それをこれまでやってきた全数調査を使ってフォローアップをしていくという形にしてはどうかと、こういった御提案でございます。

個別に説明させていただきます。8ページ目は国の部分でございます。

現状のオンライン化に係るプログラムにつきましては、いろいろ過去の経緯がございまして、行政手続オンライン化法でITを利用できるという話になっておりまして、その中で我々でも全数調査をやってきております。その中では法令上、オンライン可能なもの、その中でオンラインにできているものとできていないもの、第1回のときに説明させていただきましたが、過去、費用対効果が悪いということで、停止した案件も多く含まれております。

現在、促進している手続のプログラムといたしましては、オンライン化実施中のもので、特に必要なものということで、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針ということに基づきまして、改善促進手続、57手続を選定し、それについて取り組みを進めているということと、下のほうでございますけれども、＜IT利活用に関する基本指針（2015年）＞に、法令上のオンライン不可のものを可能にしていこうというプログラムがあります。

今回でございますが、先ほど申し上げましたとおり、官民データ活用推進基本法に基づいては原則オンライン化ということになっておりますので、全数調査の話とも連携しつつ、全体のところを再度取り組むという形にしてはどうかという御提案でございます。

具体的には、オンライン化しているものについては、引き続き原則として改善の取り組みをする。それからオンライン化していないものについては、原則オンライン化という観点から推進する。ただし、適用除外あるいは費用対効果が認められないものは除外していこうということと、もう一つ、そうは言っても優先順位があるだろうということで、今後計画を策定してはどうかということでございます。

一番下に書いておりますけれども、今後、電子行政分科会のほうでもいろいろな計画をつくっていくという形になると思いますので、そこと連携しながらやっていくという形になるかと思っています。

9 ページ目は、先ほど申し上げましたものを細かく書いたという形になっております。1 点目は、全数調査を踏まえて対応して、全体を見ていこうということと、現行の改善、促進計画についても、必要があれば見直しをしていこうということ。

それから、2 番目の項目でございますが、先ほど申し上げました官民データ活用推進基本法に基づいて、原則オンラインということを考えつつも、適用除外に係るものあるいは費用対効果の低いものは除外していく。ただ、適用除外、費用対効果についても文章で書いておりますけれども、最近のITの状況を踏まえた上でちゃんとチェックしてもらおうということです。

それから3 点目、その中でどれを実際にオンライン化し、優先的に取り組むのかについては、各省に計画を策定してもらおうということですが、2 点ほど留意事項があると思っております。

一つは、現在、規制改革推進会議のほうで重点分野を定めようということになっております。これでも当然、IT化ということが課題になるので、そこと組み合わせて新たなオンライン化あるいはオンラインの利用率向上に向けた見直し、そういったところをちゃんと取り組んでいただくということがあるということと、一つ一つの手続でオンライン化するというよりは、全体のプロセスを俯瞰していただいてしていこうということが論点としてあると思っています。

10 ページ目は地方の話でございます。先ほどのラインで申し上げますと、国における地方自治体の行政手続のオンライン化のプログラムといたしましては、10 年ほど前ですけれども、総務省が策定した＜電子自治体オンライン利用促進指針（2006年）＞というものが

ございます。それに基づきまして利用促進をしているというのと、あとは先ほどのIT本部でやっている見直し計画というものがあるということでございます。

これについても、官民データ活用推進基本法に基づいては原則IT化ということが求められているということで、進めていかなければならないとは言いつつも、第1回目の時に説明させていただきましたが、まずは実態が把握できていないということから、実態を把握した上で、今後のオンライン化の促進の方向を検討していくと、こういうことで考えていってはどうかということになります。

11ページ目、もう少し詳しく書かせていただいております。まず、地方自治体の全体像を把握するという観点から言うと、2つのアプローチがあるだろうと思っています。

1つは、自治体の実態を踏まえてどうなっていくのかという調べ方、それから我々の全数調査というのは各省を通じて、各省庁が持っている法令に基づいてどういうことをやっているのかという両方の調べ方があると思います。そこは突合しながら調べていくということ。

もう一つは、自治体の行政手続のオンライン、それを踏まえた上で方策を検討していくということとっております。具体的には1年ぐらいかけて今後検討してはどうかと思っております。

2点ほど留意点があり、1点は単にオンライン化という狭い視点だけではなくて、やはり自治体クラウドなども含めて行政情報システムのあり方も含めて検討していかなければならないこと、もう一つは、自治体がそれぞればらばらのシステム、手続をつくるのではなく、標準化をいかに進めていくかということもあわせて検討していくことが必要ではないか、ということです。

それから官民データ活用推進基本法との関係で挙げますと、冒頭申し上げましたように、今後、都道府県等においても計画をつくっていくということになるので、それに対して、政府としてはどういう方針で進めるのかということを中心に示すという観点からも必要になってくるのではないかと思っております。以上が、地方についてでございます。

12ページ目は民間取引の話でございます。

これは中身的には前回議論させていただいた話に近いわけですが、「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」という形でまとめて、全体的に推進してはどうかということでございます。

1点目は下の赤のほうでございますけれども、前回、第1回のときに全数調査を踏まえて、法令上不可案件を分析いたしまして、300何件あったわけでございますが、これについて、類型化して進めていくといいのではないかと御提案をさせていただきました。それを着実に実施していくということと、あわせて法令上オンライン可能なものであっても、やはり民間の慣習あるいは社会的な意識改革、こういったことを含めて進めていかなければいけないのではないかと。そういったものを組み合わせて全体としてプログラムとして進めていってはどうかというのが提案でございます。

13ページ目でございますけれども、それを含めてこのような取り組みを進めていくところで、これまで2回にわたって全数調査をIT総合戦略室でやってきたわけでございます。初めは実態の把握というところで進めてきたわけでございますが、今後はさらに詳細な実態の把握をするということに加えて、先ほど申し上げましたような計画のPDCAサイクルの一環として位置づけながら、今後とも調査を進めていくという形にすればどうかということでございます。

以上でございますが、御議論いただきたいポイントとしては、この3つのことあるいは実施方法その他についてもコメントいただければと思っておりますし、あとは全数調査のことについてもコメントいただければと思っております。

とりあえず、資料1-1は以上でございますが、次に資料1-2に基づきまして、特に行政手続のオンラインの状況について、総務省が調査をしておりますので、それにつきまして総務省さんから説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○総務省行政管理局 総務省行政管理局でございます。

お手元にあります資料1-2、一枚紙になりますが、こちらにつきまして、簡単に御説明申し上げます。

「平成27年度における行政手続オンライン化等の状況の公表」は、行政手続オンライン化法に基づき、平成27年度にオンラインで利用されました手続の利用状況に関しまして、総務省が概要をまとめたものでございます。個々の手続につきましては、各省が公表しております。

下のほうを見ていただきますと、国に対する手続と、それから地方に対する手続ということで左と右にそれぞれ書いてございますの。簡単に御説明しますが、国のオンラインの利用が可能な申請・届出の種類は、平成27年度に2,645、26年度が2,669でございますけれども、若干種類数が減っているということでございます。

以前でございますと1万を超えるような手続につきましてはオンライン化が可能だということを使ってあったわけでございますが、そちらにつきまして、費用対効果がないということで停止されているという経緯がございます。

オンラインの利用率でございますが、27年につきましては47.3%で、26年度に比べると1.9ポイントほど上昇しております。このオンライン利用率につきましては、オンラインが利用可能な申請・届け出の手続に関しまして、その総件数、書面等も含めた件数、それを分母として、そのうち実際にオンラインでの利用がされた件数で割った率というのが47.3%だということでございます。

主な分野としては、登記、国税それから社会保険・労働保険が件数等の多い分野でございます。登記につきましては、平成27年度で66.2%、国税申告についても58%ということで、間もなく6割に達するという状況でございます。

社会保険・労働保険はまだなかなか進んではございませんが8.9%ということで前年度に比べると2ポイントほど上がっている状況が見られます。

それから右側をごらんいただきたいのですが、地方公共団体に対します手続でございます。

こちらにつきましては先ほど御説明がありましたように、21の対象手続類型でございますが、こちらに基づきまして調べられたものでございます。平成27年度につきましては49.1%というオンラインの利用率でございますが、前年に比べて2ポイントほど上昇しているという状況でございます。こちらの地方公共団体の手続につきましては、主なものにつきまして、上位でございますが、一番多いのは図書館の貸出予約、これが62.8%でございます。文化・スポーツ施設等の利用予約が55.7%、これは前年度と変わっておりません。

それから、結構伸びているのが、eLTAXの利用でございます。地方税の関係でございますが、こちらにつきましては48.2%ということで、前年度から4.7%、約5%ほど伸びているということでございます。説明は以上でございます。

○IT総合戦略室 ありがとうございます。

それでは次に資料1-3にまいりたいと思います。次期アクションプランの全体の骨子ということでございますが、先ほど資料1-1で説明させていただきました官民データ活用推進基本法を踏まえた施策も含む形で「次期アクションプランの骨子（案）」ということで、事務局のほうで考えてきましたので、本日、これも踏まえて御議論いただければと思っています。

1ページ目めくっていただきまして、これまでの議論をざっと整理、あとは宿題返しも含めてコメントさせていただくのと、2ポツということで、基本的な全体の進め方の骨子と具体的な検討項目案ということ、それから3ポツで今後の進め方ということで説明させていただきます。

3ページ目でございます。

これまでの議論の一つといたしまして、目標と全体像について、前回御議論させていただきました。若干修正させていただいておりますが、基本的には本ワーキングチームといたしましては、政府全体の大目標に向けまして、新たなIT基盤、全数調査等を踏まえて、特にIT総合戦略本部の規制制度改革ワーキングチームとしては、政府横断的なアプローチで、特にITの部門についてどうしていくかという議論を進めていきたいと思っております。

一方、図は変えておりますけれども、一緒に連携しながら進めていこうという話におきましては、規制改革推進会議も進んでいます。これは目標という意味では同じく、政府全体の目標を進めていくということでございますが、重点的に分野を決めていって、その中でアプローチをしていく。その中でも特に規制・制度をどう変えていくかという点で進めていくという形になっているかと思っております。

当然ながら、これらの改革を進めていくに当たっては、規制・制度あるいはITと一緒に連携しながらやっていかなければいけない。こういった問題意識でおります。



それから4ページ目、新たに構成員の何名かの指摘を踏まえて、なかなか詰まっておりますけれども、イメージという形でこれを具体的な目標という形で書いてみましたということで御紹介させていただきたいと思います。

特にIT本部の視点、それから行政手続・民間取引のIT化という視点に注目をしたという形でブレークダウンしておりますけれども、世界最高水準のIT利活用の社会ということで、どういうことを目指すか。

例えば、国民としては少子高齢化その他の社会的な課題の中で、デジタルを活用してどう国民が活躍できる社会を目指していくのかとか、あるいは事業者として世界的に展開できるようにしていくというところを目指していく。こういったところが具体的なイメージとしてあるのだろうと。

それらを達成するに当たっては、そのほか多くのIT政策をやっているわけですが、その一つとして行政手続・民間取引のIT化に係る施策があるのではないかと。

それを目指す方向性としては、前回御議論いただいておりますけれども、画期的・効率的なサービスの体験があるのではないかと。

その中では、国民として目指す方向、事業者側として受ける方向あるいは行政側として受ける方向があるのではないかと。

こういった流れをその他いろいろな政策とも連携しながら、政府全体としての目標を達成していくと、こういう構造になっているのではないかとということです。まだ、試行的なイメージでございますが、若干御提示させていただきました。

それから5ページ目。これは前回の構成員からも御指摘いただいて、まだ完全に答えを出していないというところでありますが、やはり「画期的・効率的なサービス体験」をするに当たっても、国全体としてどういう社会を目指していくあるいはどういう社会に対応していくのか、そのためには具体的にどういう方向にしていくのか、そのためには具体的にどういう施策あるいは制度をつくっていくのか。それを踏まえた上で、行政なりITシステムがあるのではないかと。こういった整理をしていかなければいけないという御指摘をいただいております。

特に、こういったところの指摘は、重要分野をどう決めていって、それに対してどういうアクションを起こしていくのかといったところの規制改革ともあわせて議論していかなければいけないと思っております。今後、引き続きこういった論点についても検討していきたいと思っております。

6ページ目でございます。

個別の重点分野、あるいはそういったところを目指しつつも、ITに係るシステム全体としては、やはりこの3つの方向ということで、前回おおむね合意いただいたと理解しております。

一つは「デジタルファースト」。それから前回ワンストップという形で提示させていただきましたが、やはり民間とコネクタされるということが重要ではないかという御指摘を

いただいておりますので、「コネクテッド・ワンストップ」という名称に変えさせていただきます。

それから「ワンスオンリー原則」の実現を通じて達成していく。特に次期アクションプランの中では、マイナンバー制度、法人番号を徹底的に活用することによってこれらを達成していくという考え方で進めていってはどうかということで御議論いただいたかと思えます。

7ページ目以降では、それを踏まえまして、どういう構造で規制制度改革ワーキングチームとしてアクションプランを構成していくかということで、3つの項目に分けて整理をさせていただきます。

一つは、政府全体としての行政手続関連のシステムを横断的に見直していく。特に先ほどありましたように、マイナンバー制度あるいは法人番号を徹底的に活用しながら、デジタルファーストそれからコネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリーを進めていくということでございます。

大きく分けると、一つは各省庁におけるデジタルファーストに係る行政手続オンライン化あるいは利用率の向上に向けた取り組みをちゃんとやっていこうということで、これは先ほどの資料1-1で説明させていただいた「オンライン化推進計画（仮称）」とか、地方自治体の取り組みが入ってくるのではないかとというのが1点。それからもう一つは、各省あるいは地方自治体の取り組みというだけではなく、政府全体として横断的に取り組むべき課題があるだろうということで、例えば本人・事業者確認における法人番号等の活用あるいはオープン化、バックヤード連携のシステム整備、こういったことと連携しながら、こういった計画を進めていかなければいけないのではないかとというのがAの枠組みでございます。

Bの枠組みが、その中でやはりデジタル社会、今後の社会を見据えて、特に重要な分野については行政手続の制度の改革も含めてちゃんと見直しを進めていかなければならないのではないかと。この見直しは当然ながらAとも連携しながら進めていかなければならないのではないかとということでございます。

具体的な分野といたしましては、税・社会保険分野、これは特に規制改革推進会議投資等ワーキング・グループで議論されているところでございますが、そういったところとも規制改革をするだけではなく、IT面でもちゃんと取り組んでいかなければいけないのではないかと。

あとは行政手続部会のほうで重点分野をこれから検討していくというところがありますが、そういったところとも連携しながら、規制改革、行政手続の簡素化それからIT化を一緒にやっていかなければいけないのではないかと。

もう一つは、事業者外でありますけれども、国民生活分野においてもちゃんと促進をしていかなければいけないということでございます。

それからCでございますけれども、行政手続のIT化を進めるだけではなく、社会全体としてIT化を進めていくという観点で言うと、それを合わせて民間取引のオンライン化を推進していくということが必要ということで、これは先ほど1-1で説明させていただいたオンライン化促進プログラムと同じになりますけれども、書面、対面原則を規定する法令の見直し及び社会意識に係る取り組み、こういったことを進めていく。こういった全体のパッケージで進めていくという整理にしてはどうかということでございます。

9ページ目は、Aのところの具体的な項目のイメージとして、書かせていただいております。

一つは先ほど申し上げましたように、官民データ活用推進基本法を踏まえて原則オンライン化に係る施策に取り組むということに加えまして、政府横断的な取り組みとして、マイナンバー制度・法人番号を徹底的に活用する。この考え方については、上記オンライン推進計画にも反映すべく取り組んでいくということではないか。

具体的には、＜デジタルファースト＞に関連する話は、例えばそもそも論として法人番号の記載を義務づけるとか、法人番号における管理を推進するということに加えまして、手続にあたって、マイナンバーカードを活用して推進していくということで、これにつきましてはこの後、総務省から検討状況を御説明いただこうと思っています。

それから＜コネクテッド・ワンストップ＞に関しましては、APIの公開の義務づけなり、書式規定の見直しあるいは前回御指摘いただいたように、申請者から手続の進捗状況が把握できる仕組みもここに検討していくべきではないかということを入れています。

それから＜ワンズオンリー原則＞のところでは、バックヤード連携のシステムをつくっていくということが今後必要になるのではないかとということでございます。これについてはまだ検討はこれからということになりますけれども、将来的に現在、経産省が検討している法人インフォメーションをさらに発展することによって、対応が可能ではないかと事務局では考えていまして、まだ検討は進んでおりませんが、現状の状況について経産省からこの後資料1-5として説明させていただきたいと思っています。

10ページでございますけれども、これはマイナンバー制度・法人番号を徹底的に活用していこうということで、今、マイナンバーのそもそも論のところでは国民向けのところがいつか整備されつつあるところですが、今後、赤の部分として、新たに取り組むべきところ、中心的なところとして整備している部分でございます。ここの赤のところが、先ほど書かせていただいたような内容になるということでございます。

11ページ目、特にコネクテッド・ワンストップ、ワンズオンリーをするためには、政府全体のアーキテクチャーをどう考えていくかということで、若干のイメージ図ということで書いております。入り口のところをどうしていくかということと、やはりバックヤード連携をしていくには、横串を刺すようなシステムをつくっていかなければいけない。

現在で言うと、特定個人情報、マイナンバーについては情報提供ネットワークシステム、それから登記のところは情報連携しようとしているところですが、特に法人関係をどうするのかというところで書いています。

12ページ目。この後説明いただきますが、まだ法人インフォメーションは毎月立ち上がったばかりで、この後どうするのかというのはまだ白紙のところがあります。今はステップ2を若干検討しているところですが、将来的にはさらに広げることができるのではないかとということでイメージ図を書いております。

それから13ページ目でございます。

Bの部分で、重要分野の行政手続の見直しということでございますけれども、事業者、国民のニーズの高い分野について重点的に推進していくということで、その中で特に事業者向けとしては税・社会保険、それから今後検討がされる規制改革、行政手続の簡素化、IT化に係る重点分野、デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリー、こういった観点からIT面でもちゃんと連携して取り組む必要があるのではないかと。それから、あとは国民生活分野についてもやる必要があるのではないかと。

こういった手続は当然先ほども申し上げましたAの政府横断的な取り組みとも、連携しながら進めていくことが必要なのではないかと思っています。

14ページ目は御参考までですけれども、件数の多い全数調査を一枚にまとめてみた図でございます。やはり税、社会保険が多いということと、国民生活分野では、住民票、戸籍、旅券、運転免許証あたりが多いのかなと思っています。

それから15ページ目は若干繰り返しになりますが、Cの民間取引の部分でございます。

民間取引のオンライン化を進めていくという観点には、一つは対面・書面に関する法令上の見直しを進めていくということに加えまして、社会意識改革に向けた取り組みもあわせてやっていく必要があるのではないかとということでプログラムとしてまとめていってはどうかということでございます。

今後の進め方ということで、17ページ目にまいりたいと思います。

次期アクションプランということで、先ほども申し上げました話をアクションプランという形でまとめていきたいと思っています。全体としては「1. はじめに」があって「2. 目指すべき全体方向」がありまして、今、申し上げましたA、B、Cの分類、それを踏まえまして具体的な「4. アクションプラン」というのを今後細かく詰めて書いていきたいと思っています。

それと合わせて冒頭のところに書かせていただいておりますけれども、今回の内容を踏まえて、アクションプランの名称は、例えばということで「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に向けたアクションプラン」という形にしていってはどうかと思っています。

18ページ目は「今後のスケジュール（案）」でございますが、事務局といたしましては、来月2月ごろまでに一度中間報告という形で、アクションプランの細かいところはまだまだ

とめきれないとは思いますが、まとめてはどうかと思っています。具体的にはと申しますと、その後、関係会議、これは一つできればということでございますが、規制改革推進会議もこんな感じには、IT基盤としては検討しているという話を御報告させていただきたいのと、未定ではございますが、もしかするとここでIT本部とか官民データ活用推進基本法に基づく戦略会議などが開催される可能性もありますので、そういったところで報告させていただきたいということと、それを踏まえまして、今後やはり規制改革推進会議のほうで重点分野に係る検討結果が今後進んでくると思います。それとも検討を一にして、その結果を踏まえつつ、最終的には5月頃にアクションプランという形でまとめていきたいと思っています。

その後のイメージでございますけれども、先ほども負う仕上げた各種計画を策定していくという流れとあわせまして、途中の経過でもそうなのですが、もう一つは、我々IT本部の中では、電子行政分科会で新たな電子行政の方針は検討しております。そちらとも密接に連携しながら、実際の計画を進めていく。あるいは今後さらに取り組みあるいは進捗状況の確認、そういったところも一緒になりながら、あるいは規制改革推進会議も今後の進め方はいろいろあると思いますので、そういったところとも連携しながら進めていきたいと思っております。

19ページ目、御議論いただきたいポイントとして、目標のところあるいは基本的な対応の話、それから具体的な項目、スケジュールついていただければと思っています。

以上が骨子の事務局としての案でございます。続きまして、資料1-4といたしまして、電子委任状の話につきまして、総務省から説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○総務省情報通信国際戦略局 それでは、お配りいたしました資料1-4に基づきまして、先ほど事務局から御説明いただいた言葉で言えば、マイナンバーカード等を活用した、いわゆる属性認証ということにつきまして、今通常国会になんとかこの法案を提出できないかということで考えているところであります。右上にページが振ってございます。1ページ目でございます。

先ほど、事務局から御説明のありました官民データ活用推進基本法の10条3項でございます。第1項、第2項はいずれも結びが「必要な措置を講ずるものとする。」となっておりますが、3項については、今回の法制度について、「法制度上の措置その他必要な措置」ということで、法制上の措置を講ずるということを特に明記して、重点的に進めるということはこの議員立法では明記されていたということです。こういった国会の御意向も踏まえまして、作業を進めてきたところでございます。

いわゆる属性認証と言われる課題であります。個人の情報以外に個人が属している組織あるいは組織によって与えられている権限、これをいかに電子的に証明していくかという問題は、電子書面法が成立して以来、それを所管しております経産省、法務省そして総務省、それから関係の認証事業者の方々の間で、かれこれ10年近く議論をしてまいったと

ころです。ようやくそれが実現を見つつあるということで、何とか今国会で成立を図りたいと思っております。

実は成長戦略には2015から記載を頭出ししているのですがけれども、去年の2016につきましても、2ページをごらんいただきますと端的に「法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう」と頭出しをさせていただきました。

ここに「契約書等」と書きましたのは、特に民民の取引におきましても契約見積書といった場合が多いとお聞きしております。契約書自体ではない。いわゆる証明書類に類似のようなもの、そういったことについてもきちんと代表者の署名ということをもって提出するということを求められることもあるということです。この「等」の中は、そういった証明書類と御理解いただければと思います。

民民ではそういった契約の見積書等が考えられますが、国と民間の間ということになりますと、企業から自治体に御提出いただく従業員の方の雇用証明書、それから就業証明書、そういったことがここに入るかと思えます。

「法人の代表者から委任を受けた者」ですから、いわゆる担当者の方であっても、自分のマイナンバーカード用いて署名をしていただければ、それをそのまま電子的な契約書類ということで相手方に提出することができる。あるいは、担当者の方がマイナンバーカードで署名をするということで、そのまま自治体に証明書として提示をすることができる。そういったことを可能にする制度の実現をしたいということでもあります。

去年、2016の成長戦略では、そういった制度的基礎について、可能な限り早期に国会に法案提出するというので、これに従って今、作業を進めているということでもあります。

ちなみに下の骨太の方針のほうではより端的に、「マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続のワンストップ化を促進する制度整備等」と書いてございます。

どういった制度かということでございますが、3ページに幾つか概要を示させていただきました。いろいろ文章では書いてあるのですがけれども、箱の下に(1)から(4)と書いてあります。基本的な骨格は極めて簡単でありまして、これは電子署名法の構造をほぼ沿ってきております。電子委任状、いわゆる法人内における個人のいろいろな権限、つまり代表者から何を委任されているかということを示す電子委任状という電子的な証明書の定義をいたします。基本的には法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録と定義いたしました。

それから「(2)電子委任状の普及に関する指針」ということで、ここに電子委任状の細かい要件ですとか、次に出てきます電子委任状取り扱い業務ということの認定要件を示します。

そして（３）に「電子委任状取扱業務の認定」が出てきますが、この電子委任状、いわゆる電子的な証明書について、それを保管あるいは発行あるいは送信といったことを行う事業、そういったことをここで認定をするということを規定いたします。

すなわち、この電子委任状、属性を示す証明書ということを定義し、それを取り扱う事業者ということに関する認定制度を創設するということで、基本的な構造としては電子署名法の構造を踏襲していることとございます。

その構造を図示いたしましたのが４ページでございます。これは属性認証ということで、従来から経済界からも御要望がありましたのが、電子的な契約書を受け取る右下の契約の相手方ということではありますが、結局御要望が強いのが、電子的に受け取ったときに、例えば民事訴訟等々で出たときに、その電子的な書類に押してある印鑑をもって、これは確かに実在する会社のかつ権限のある者から委任を受け、かつそういった契約締結権限あるいは入札権限を持った人がきちんと署名して有効に成立した書類であると、そういうことを言えるようにしてほしい。

現在の電子署名法の範囲ですと、個人が実在しているということを証明する電子証明書ということについては、法的なそういった効力は付与されております。今、申し上げた個人が実在する組織に属し、その組織内できちんと契約の締結あるいは入札といったことの権限が与えられているということについては、法的な証明力、信頼性ということが付与されておられません。これを属性と呼んでいるわけですが、個人のそういった基本的な４情報に加えて、組織属性と言われていることがあります。そういったことまで法的な証明の範囲に含めるべきではないか。こういった御要望について、その属性証明の部分を電子委任状と定義いたしまして、今回それについての一定の法的な信頼を付与することを制度化しようとしているわけでありまして、

すなわち、この契約の相手側方は、電子委任状取扱事業者という方から送られてきたと、そういった電子委任状を事業者の方から受け取ったということがあれば、それをもって電子委任状に記載されている法人の代表者から契約締結の権限を確かに持っている人、その人から送られてきた契約書であると、そういったことをきちんと証明できるということになるわけでありまして、

それでは、こういった委任状が使われる場面として、例えばどういうところがあるかというところで、まずは５ページでございます。

これは、国が行っている契約事務に適用できないかということとあります。国の調達を行うとき、上に担当者の本人確認から担当者の権限の確認、そして入札それから契約といったところ。特に入札、契約に会社の担当者の方が作成した入札書あるいは契約書であったとしても、それをそのまま電子的な契約書あるいは入札書として取り扱って、政府で扱うということができないか。そういったことにも率先して取り組むということにできないかということとあります。

仕組みといたしましては、ここに書いてあることに尽きるのですけれども、代表者から代理権を授与された担当者の方がいらっしゃる。この担当者の方に権限を委任しているということについて、電子委任状取扱事業者に電子委任状を改めて登録いただく。そうすると、担当者の方が入札書あるいは契約書を提出するときに、あわせてこの電子委任状取扱事業者のほうに、国のシステムのほうに電子委任状を送っておくと指示をいただく。そうすると国は、担当者の個人番号カードで署名した入札書、契約書と一緒に、その担当者に委任がなされているという電子委任状を受け取る。この2つがそろいますと、国としては電子的に、こういった入札計画書というものを受け取るということにできますので、そうしますと、担当者が完全に電子的に、前は郵送あるいは実際に来所されて書類を扱うということが一切必要なくなるということでもあります。

ちなみに今はこういった権限を電子的に証明する仕組みというものがございませんので、役所では担当者の方から電子的にこういった入札契約書が送られてくる場合、そこに記載されている電子メールと場合によっては電話番号で個別に担当者の方がきちんと会社に属し、それから権限が与えられているということについて確認をさせていただいているという、個別の作業をしております。

この制度ができますと、国も取扱事業者から委任状ということで受け取っておけば、このところはそれをもって権限の確認ということにできるという制度ができますので、今、申し上げたような個別の問い合わせあるいは個別の確認ということが不要になる。

出すほうも、一層信頼性を持って電子的な入札契約書になり、行ったり、郵送したりするということが不要になると、そういったことで事務の効率化が図られるということではないかと考えております。

これが契約書の事例でございますが、6ページに書きましたのは証明書の事例でございます。

右下に書いてありますが、企業のほうから雇用証明書を自治体に出す。そういった事例が書いてあるわけです。ここでは、電子私書箱という機能を委任状の取り扱いの事業者が兼ねて、電子私書箱と電子委任状を使って、お父さん、お母さんもそれから取り扱う企業も、事務の効率化ができないか。そういったことを想定して図示をしております。

したがって、この電子私書箱と電子委任状取扱事業が一緒だということにいたしますと、左下に電子委任状のデータベースですとか、右の赤いデータベースの中に、電子委任状、証明書、申請書の3つが登場してまいります。仮にこの電子私書箱という事業、これをやる人が出てくるといたしますと、この左下の利用者は、自分の電子私書箱に、例えば保育所の入所申請書を放り込んでおく。署名は自分のマイナンバーカードです。そして企業のほうは担当者の方が自分の個人番号カードで雇用証明書を発行して、私書箱に放り込んでおく。それから合わせて、この会社の電子委任状を、電子私書箱あるいは委任状取扱事業を兼ねている事業者のところに放り込んでおく。そうしますと、この3点がそろいますので、これを自治体にそのまま提出をしますと、自治体としては、権限ある者によって作



成された雇用証明書、それからお父さん、お母さんから提出された入所申請、これを一括して電子的に受け取ることができることとなりますので、したがって、例えば1回入所申請をして、その後更新手続を行うときに、特に有効な場合があるのではないかと考えております。

ちなみに、保育所の入所申請ですと、特に最初のころは実際に来所していろいろ相談事を受けながら、対面でやらなければならない場合も多いと伺っております。全ての場合の人に代替することは不可能であります。そういった対面が必要な場合と、今、申し上げた更新手続のようにある程度定型化されてきた後、そういった場合にこういった手続を併用できるのではないかと考えております。もし、今通常国会に提出ができて、仮に今回御審議され、そして通すことができましたら、できるだけ早く、年内にもできるだけ施行させ、この属性認証という仕組みを早くスタートさせたいと考えているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○IT総合戦略室 それでは、資料1-5に基づきまして、経産省からお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室長をしております中野と申します。

先程来、事務局の御説明でも言葉のありました法人インフォメーションの取り組みについて、資料1-5に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

資料をおめくりいただきまして1ページ目でございますが、取り組みの背景として、当然「デジタルガバメントの推進」ということで、目指していくべき方向性と我々が思っているものを整理しております。

事務局の骨子の御説明等と重なる部分が多いので、詳細な説明は省きますが、下の欄で「新たな電子政府（デジタルファースト）」と書いているところで、右側に、データ流通のイメージを書いております。行政手続が簡素化され、IT化されると、データで行政に申請がなされ、それが行政内でも必要な範囲においてデータ連携がされる。ワンスオンリー、Tell Us Onceとも言っていますが、そういった形で共有される。

また、行政に蓄積されたデータが公共データの開放、オープンデータという形で、これも必要な範囲で提供され、民間のビッグデータとも組み合わせさせて、新しいビジネスあるいは行政の課題解決につながっていくというような一貫したデジタル情報の流通環境をつくっていくということが目指すべき方向性ではないかと考えております。

このようなビジョンに向けて、経産省としての最近の取り組みということで、2ページ目に3つほど書いております。

法人の活動の関係ということで、この後少し詳細を御説明させていただきますが、政府にある情報のうち、法人の活動に関する情報、どの省庁とどんな契約をした、ですとか、あるいは働きやすい職場とか、いろいろな技術に優れているということで表彰したりと政府には法人の関連の情報というのが蓄積しておりますので、それを紐づけて利用しやすく

するということが一つの突破口になるのではないかとということで取り組みを進めてきております。

こちらについては、昨年の4月にまず経産省版ということで小さ目のポータルを立ち上げ、それをちょうど今年の1月に全府省版ということで公開させていただいたところがございます。

また、それ以外にも詳細は割愛しますが、共通データ構造の整備ですとか、あるいは事業者の間接業務コスト削減につながる帳票の電子保存に関する電子帳簿保存法の見直しなど、これは国税庁と一緒にやらせていただいております。

3 ページ目は、法人インフォメーションについての説明でございます。

繰り返しになりますが、これは政府が保有する法人活動情報について、一括で検索、閲覧、取得できるシステムということでつくっております。各省庁から補助金、資格、表彰、許認可、行政処分等のデータをまず経産省に一度出していただき、経産省で同一のフォームに整えた上で、このインフォメーションを通じて発信しております。

4 ページに画面イメージをつけておりますが、このシステム上で検索をして、閲覧もできますし、もちろんAPIもついておりますので、データセットとして取り出して使っていただくということもできるようにしております。

3 ページに戻ってしまいますが、オープン当方で26万件の法人活動情報を現在のところ掲載しております。

5、6 ページで、データとしての活用の可能性、例を記載させていただいております。

6 ページが実際に民間企業でこのデータを使って新しい既存のサービスの付加価値を高めようということで、一例を挙げております。紀陽情報システムという、金融機関向けにシステムを提供している事業者が、彼らのシステムの中に法人インフォメーション上の情報を表示する。この企業はどんな企業かなと調べたときに、調達を受けてますよ、表彰を受けてますよ、ということを見えるようにする。民間のデータと組み合わせての利用ということも動き出しているところでございます。

7 ページ目は、どうこれを広げていくかということで、今後の課題を整理しているものでございます。

一つは、データを継続的に掲載・拡充していくところと、あとは裏側でデータをつなげるときに、法人番号というのを使っていますので、法人番号が色々な省庁のデータに入っていく。そうするとまたデータの量も増えていくということで、法人番号の普及が非常に大事と感じております。

また、データ利活用の促進ということで、民間データと組み合わせて使っていただくという面と、本日の議論は特にこちらのほうが関係すると思っておりますが、「政府保有情報の共同利用原則（重複入力排除）」の基盤としての活用可能性の検討、要するに行政手続のときに、こちらの情報を持ってきて、何度も企業情報を入れなくて済むための基盤として使えないかということも検討を始めているところでございます。

具体的な取り組みの取っかかりとして、8、9ページになりますが、ベンチャー支援策の申請の際に連携をするということ。これはベンチャー支援策の取り組みが経産省の事業ということもありまして、経産省の中で我々法人インフォメーションの担当とベンチャー支援策の担当が連携をしてやっていこうということで動き出しております。

ベンチャー支援策の申請のときに、様式を共通化するとともに、企業情報については法人インフォメーションから引っ張ってくる。それを元に申請するというような仕組みを考えているところがございます。来年度の早いタイミングでこちらもベータ版をリリースしたいと考えております。

9ページにベンチャー支援プラットフォーム、ベンチャー支援側の取り組みと法人インフォメーションの関係を流れの形で整理しております。

ベンチャー側の手続、申請の入り口がございまして、何を書くかということ、どんな会社であるかという法人の基本情報を書き、提案したい、補助金を受けたい事業の内容を書き、財務情報を書き、基本的に補助金申請とはこういうセットになっているかと思えます。これを書いていただくわけですが、このときに法人の基本情報については法人インフォメーションからとってくる、あるいは財務情報については民間の会計ソフトとも連動をして持ってくるといったようなことで、できる限り入力項目に重複がないようにしようというのがこちらの取り組みの狙いとなっております。

以上が経産省で進めている取り組みの御説明になります。

最後に、資料にないのですが、今、申しあげました法人インフォメーションを手続の基盤として進めていくところで、ベンチャー支援策の次にどうするのだということをコメントさせていただきます。

経産省のほかの手続への展開というのは、当然に考えていきたいと思っております。

一方で、先ほど資料1-3等で事務局より御紹介のありましたいろいろな省庁さんの手続の基盤として、政府の申請の基盤として使っていくというところがございます。もちろん、我々としては作ったものがしっかり使われていくということは大歓迎ではありますが、やはり手続と連携をさせていくということになりますと、システムとしての安定性、安定的に恒常的に運用していくということが当然において必要になるかと思えます。

その際に、システムを維持するための体制、役割、いろいろな省庁にまたがる基盤ということになりますと、そういうことも含めて検討が必要になってくるであろうと。

現在のところは、経産省の実証事業ということで、我々で予算措置をして体制をつくってということをやっておりますが、広げていくとなると、もう少し恒常的な機能としてどういう役割をつくっていくかということも含めて検討が必要ではないかということで、少しコメントをさせていただきます。

以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

一連の資料説明がここで終わったわけでございますけれども、ここから御議論いただきたいと思います。資料1-1の14ページと資料1-3の19ページに、事務局から御議論いただきたい点というのが提示されていまして、特に1-3の19ページのあたりのことについて、ある程度方向が出ているときょうの会議としてはうれしいわけでございます。それに限らず、ほかの資料につきましても、御質問や御意見がございましたら、お寄せいただければと思いますので、自由に御議論いただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○構成員 今日、新たな資料をお持ちしたので、少し説明をさせていただきます。

きょう、私が資料をなぜお持ちしたかということ、イギリスは一応デジタル政府という意味では少し先に来ている国で、このプロジェクトには当社もかなり絡んでおります。この日本語訳をした資料を見ていただければ、いろいろヒントになるだろうと思ひ用意させていただきました。このプロジェクトに参加したチームメンバーにも聞いてみたのですね。当然、英国でも、規制改革推進委員会もあって、ITの分野はこのチームがあって、という似たような組織が作られていました。英国で参加した担当は、そこまではできるのだよ、でもやはり一番キーになるのは、縦の組織にどのように横串を刺して全体を動かしていくか、ということで、もう血を見るぐらいのプロジェクトだった、だから本当にこれは大変だと、言っていました。苦弄して英国で行われた方策は、5ページにあります、キャメロン政権の時に、Government Digital Serviceという究極の司令塔を、これも大変な反対を押し切って内閣府に設置をし、予算を全部集めて、調達もここでしかできないようにしました。そうした「力わざ」が絶対に必要だというアドバイスがあったので、皆さんと共有しておきたいと思います。

今、経産省からすばらしいご報告がありました。他の各省庁でも予算を投資してこれまでつくられているシステム等があると思います。したがって、これを統合しようというのは、すごい「力わざ」が必要だと思います。だから、IT総合戦略室がどれぐらいの力を持って実行できるかにかかわっていると思います。それに相当なサポートがないと構築できないのではないのでしょうか。

要は、ITを導入するのはいいのですが、しかし関係するところが、それぞれにシステムをつくり、構築後にデータを集めればいい、というそんな簡単なものではないのです。まず組織、責任の所在というのをはっきりさせて、そこにとにかく予算も調達のルートも集めてしまう。これを最初にやったほうがいいのではないかなと思います。そこから現在の縦につくられている組織などを、どのようにしなければいけないかという、そういうすごい大改革なのだそうなのです。

5ページのところに、当社の担当の評価がありますが、結果については、まあまあ成功だったと言いたいけれども、課題、批判、疑念もまだまだ残ると言っています。かなり厳しい旅ではあるのですね。

なぜ、英国でこれをやらなければいけなかったかということ、みんな最終的には経済成長につながっていくわけです。日本も行政の手続の簡素化というのももちろん大事なのです

けれども、その先に見ている我々の新しい産業の創出、これをやらないと、どこにも行きません。そのためにビッグデータのプロジェクトをみんなで必死になって成功させたいという背景があると思います。

すでに申しましたが、これを実行する上では、最初相当な問題が噴出すると予想されます。たとえば、システムが動かなくなるとか、いろんところで不具合が出るということが起こるかもしれない。しかしそれも承知の上で一度、みんな新しい産業へ向けて官民のデータの活用というのを真剣に考えていきましょうと、覚悟を決める。ここが肝になると思います。ある程度の衝撃は受ける覚悟でいかなければいけない。そのかわり、組織体制だけはしっかり確立してほしい、と要求する。したがって、ここのIT総合戦略室というのはすごい大変だと思うのです。だからトップの総理から指令が出なくても、キチンと結果をだせる組織体制を確立することを考えなければいけない。

そこで重要なのは、ここで予算も集めということは、プロキュアメントもそのその組織が責任を持つということです。その中で方針とか指針とかガイドラインが作られて、全体の適応される。すなわち全部統合されていくという道筋が嫌でもできると思います。もしかしたら、やりたくないことかもしれませんが、やらなければいけないことだと思います。

あともう一つ、その次のページを見ていただくと、指摘されていますが、やはり重要な指針のひとつ「オープスタンダード」に基づいたプロセスを構築するために、民間企業などを集めて、NPOとか非営利団体のチームをつくったというのですね。そのチームに対してプロキュアメントもかけるけれども、オーバーオールなコンサルテーションをしてもらった。したがって、最初から民間のIT企業を入れて、「オープスタンダード」に基づいたシステムの構築をしていった。

例えば各省庁で、素人に近い人やITの評論家といった人たちが集まって議論するのではなく、本当にここでつくったガバメントクラウドというものが将来、“売り物”としても評価されるようなサービスを作れる専門家を集めて、最初から活動したようです。

英国のマーケットというのはそんなに大きくはないですから、グローバル市場を考えて実施したようです。日本でもそれにならって、RFPというのもグローバル公開し、外資のサプライヤーも対象にすることも意識してもいいのではないかなと思います。

終わりに、今回用意していただいた資料（B T以外の資料のこと）は、初回のものにくらべたら、まだ字が多いと思いますが、すばらしくまとめてくださったと思います。本当に実際に運用というと、これを実現して運用するのは、なまじの仕事ではないと思います。そのためにも私の申し上げた、皆さんが余り苦勞されないような組織づくりというのをちゃんと最初からするべきだと思います。

あとは、タイムフレームというものはきっちり設定して、2020年を大きな目途にしていただきたい。なぜならば、この年にはオリンピックもあるし、それをきっかけとしたテクノロジーショーケースを世界に向けて作る等、いろいろな計画があります。これから約3年を念頭において議論をした方がいいと思います。なぜならばこの2020に向けて、日本で

は、大きな国を挙げてのサイバーセキュリティ対策を打つ必要があります。やはり2020年を目標にして、そこから逆算したマイルストーンというのは築くべきではないかなと思います。以上御参考になれば幸いです。

○主査 ありがとうございます。何か反応はありますか。特にないですか。

ほかにいかがでしょう。

○構成員 御説明どうもありがとうございます。何点か、今後の検討に当たってのコメントをしたいと思います。

まず、資料1-1の14ページの論点や、資料1-3の8ページなどで行政手続という言葉が出てきますが、10年以上取り組んできた電子行政の反省点を踏まえると、これまでの取り組みは、電子行政イコール行政手続の断面だけで見て、その両側にある企業や個人の業務フロー、作業フローとか、行政内部の業務フローに余り配慮してこなかった結果、行政手続だけ電子化して、業務は従来のまま残っているということがあり、それが電子行政が使われないあるいは使い勝手が悪い大きな原因になっていると思います。ここで言っている行政手続は、手続の断面だけではなく、その両側にある業務フローも含めた意味で、今後は使っていただきたいと思います。

例として、社会保険のシステムが資料の中にもありましたが、社会保険の資料の提出が何か所かにわたるから不便というのはあるのですが、それに加えて、標準報酬月額の方法が保険の種類によって微妙に違うなど、業務にかかわるものや、その元となっている制度に起因して非効率が起きている場合もあるので、業務とか、さらに背景にある制度も含めて、ここでは行政手続と呼ぶという考え方を持っていただければと思います。

デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリーの3原則はすごくいいと思いますけれども、これに並べて書く必要はないのですが、もう2つ重要な点がありまして、一つがモバイルファースト。これまでの検討はユーザー側も行政側もパソコンで使うことが前提となっていることが多いのですが、これからは、ユーザー側はタブレット、スマホでの利用が、特に20代、30代は過半数を超えています。今回のマイナポータルもそうですが、今後はモバイルからの利用をまず考え、その次にパソコンを考える。行政側も庁内でやる業務はいいのですけれども、例えばテレワークとか、外に出て働く介護系の人や民生委員さんのような人たち、あとは土木、建築の人など、今後は業務でのモバイルの活用がふえるので、モバイルからの利用を第一に考えることが重要だと思います。

最後に今回、地方自治体が入っていることはすごくいいと思います。ただ、自治体といっても1,700種類あり、地域特性や規模の違いがあります。特に小規模自治体については、電子化に対して人材面、予算面で厳しい状況にあります。技術的、制度的にできるからではなく、費用面の合理性も重要です。本当に小規模な自治体でもできるのか。100%を狙うのではなくて、90点、80点でも低予算でできる方法があるのではないかと、そういったようなこと、クラウド利用も含めて小規模自治体が採用できる仕組み、制度を考える。

今後、自治体のオンライン化率などを検討する際には、自治体の地域特性や規模によってどう違うのかということも分析をすると参考になると思います。

○主査 今、御指摘いただいたところはとても重要だと思うのです。つまり、手続という、役所とのデータのやりとりのところだけではなく、その両側にあるビジネスプロセスとか、中のビジネスプロセスも大事というのは、非常に重要なポイントです。この手のことをやろうとすると、どうしてもわかりやすさとか、全数調査などをしようとするとうしても手続単位で分析するというのは、ある意味では仕方ないようなところがあるのですけれどもね。多分、今回のアクションプランの中でも、全部やるというのはなかなかないかもしれないけれども、こういうようなことについてこういう分析をすればいいとかというように、もっと踏み込んだところでこうすればいいという御提案をいただくと、間に合うのか間に合わないのか知らない。

○構成員 おっしゃるとおりです。これは一般論で議論していても難しく、自治体の場合も具体的な自治体を想定したほうがいいし、行政手続でも具体的な行政手続を想定して、その解決策を考え、それを横展開したほうがいいと思います。一つの例として、資料1-3の4ページですね。

目標や狙いの設定について、今の案は比較的一般的なものが書かれていますが、具体例として、例えばGDP600兆円を実現するという目標を掲げている一方で、生産年齢人口は今後減る。そうすると、生産性を高めなければいけないし、人材の流動化も図らなければいけない。多様な働き方を支援しなければいけない。兼業、副業を認めたり、在宅勤務を認めたりする必要がある。

そうすると、これを支援するための「画期的・効率的なサービス体験」というのは何だろうか。例として、転職がどんどんふえると入社、退社の際の手続が、今、個人も企業も大変なので、それを合理化しましょうとか、所得が非常に上下するので、地方税の翌年課税がやはり課題になる。大きく稼いで、翌年がんと減ると、翌年に地方税がかかってくる。ではそれを現年課税にできないか。例えば働き方改革からおろしていくと、何が課題で、どこから手をつけましょうというように、具体論で検討できると思います。

○主査 4ページでいくと、右側のところに事業者に係る手続コストの削減と書いてあるのだけれども、別に手続コストだけではなくて、コスト全体が下がってほしいとかですね。

○構成員 あと、もっと言うと、優秀な人が採用できるとか、優秀な人材が複数の役割を果たせるとか、いろいろあると思うのですけれどもね。手続だけ見ているとどうしても書類のやりとりの話だけになってしまう。

○主査 その辺まで踏み込んだことをやれるといいですね。

ありがとうございます。

○構成員 今の業務フローのお話はすばらしい話なので、ぜひにと思っています。関連して申し上げると、実は番号の話にも関連してしまうのですが、サプライチェーンのマネジ

メントを全部、一元的な番号管理したいという要望があります。それは恐らく各種の規制への対応がチェーン上で必要になるときに、いろいろなことが出てきます。サンプルとして取り上げるのであれば、そういうこともぜひ取り上げていただきたい。番号を持っていない方がサプライチェーンからはじき出されてしまうという問題があるので、どういう振り方をするかという問題にもかかわってきます。そこは取り上げてみたら面白いかもしれないと思っています。

関連して、小規模自治体の話は出たのですけれども、これは自分1人でできるわけではないので、単に助けてもらうしかない。みんなでまとまってやりましょうということしかない。それができるような環境を整備してあげればできるでしょう。とにかく自前主義でやっていたらできないのはわかっているので、そこは留意する必要があると思っています。

この場の議論ではないかもしれませんが、マイナポータル設計の議論、何をどこまでどういうふうに入れるかというところが、行政にも相当かかわってきます。この場だけでは議論が完結しないのですけれども、他の所管する組織と一緒に、ぜひそこは検討する場を設けるなり、協議していただくなりして、全体としてうまく機能するような形に仕上げたい。これは法人インフォメーションのほうも同じでございます。

それから、一つ気になったというか、議論のポイントのほうにもあったのですけれども、3つの分野で官民と地方民と、民民とありますけれども、官官というものもありますよねというのがありまして、冒頭の業務フローの全体を考えると、どうしてもそこが出てきてしまいます。今からでは間に合わないと思いますが、次の宿題でも構わないので、ぜひそこもお願いできたらなと思っています。

あと、シリアスというか、資料1-1の9ページのところで、相変わらず適用除外がどうしても出る。これをゼロにしろと言うつもりはないのですが、前回というか前のステージで適用除外の要件として認めたものというのは、現状では恐らく理由にならないということだけは、この場で確認をしておきたいと思っています。原本性とか、本人確認が必要だとか、そういうものはもう解決できるという前提で、その上でさらに適用除外にするものは何だということだと思っていますので、そこは相当厳密に考えたほうがいいと思っています。

それから、制度設計のところ、経産省さんのほうから法人インフォメーションのシステムの話をお伺いしましたが、他方において登記情報のお話も進むということになると、将来的にどうするのですかというのはやはり気になるところでございます。できる限り、システムとして使いやすい、余りダブリ感のない形に仕上げたいかなければいけないので、今この時点でどうするかは、システム面からもぜひ御検討いただければと思っています。とりあえずの気づきの点は以上です。

○主査 ありがとうございます。

この点、何か反応はありますか。

○IT総合戦略室 御指摘いただきましてありがとうございます。



いずれも今後、検討させていただきたいと思っています。全体の話も含めまして、業務フローのところも書きぶりもさることながら具体的なところも念頭に置きながら、今後の計画をと思います。行政手続のプロセス全体という書きぶりにはしましたけれども、具体的なイメージができるように、「はじめに」のところから含めて、そういう書きぶりしつつ、具体的な例を挙げようと思っています。

それから、官官のところは調査の中では漏れているのか、官民に入っていたり、地方民に入っていたり、必ずしも整理されていないので、次期の調査ではちゃんと分けてやっていくことに加えまして、位置づけも今後検討していきたいと思っています。

適用除外のところにつきましては、御指摘のように資料といたしましては今後、最新の技術を踏まえて見直すということもありましたが、そこも踏まえて、再度頭の整理をしてやっていきたいと思っています。

法人インフォメーションと登記情報のところは細かく詰めて、システム設計のあり方、関係省庁等とも含めて相談させていただければと思っています。

とりあえず、以上でございます。

○主査 除外のことについて私も質問があるので。

きょう、総務省さんと経済産業省さんから1-4と1-5と御説明いただいて、とても勇気づけられました。これまで、電子化できない言いわけが、いろいろあったのですが、これで穴がほぼ、言いわけが全部なくなったのかなという気がするのですけれども、そういう認識で大丈夫なのかしら。公的個人認証がマイナンバーで進んだ中で、新たな大きなボトルネックが委任状の欠如でしたし、法人について、どんな認可を受けている企業かという情報がないのが、ネックになっていた。つまり、大きな基盤整備的に抜けていた話というのがほぼなくなったと考えていいのかしら。

○IT総合戦略室 そこも含めて、おっしゃるようにマイナンバー関係も含めていろいろな本人確認が出てきたというところがあると思います。一方、これまで本人確認が難しいのでできないと言っていた事例がたくさんあると思います。

それぞれに対して、本当にできないのかということのを頭の体操をしてみて、できるのは、これはできるのではないか、これはそうは言いつつも、もうちょっとこういったところが必要なのではないかというのを、実態を踏まえて見ていくことが必要なのかなと事務局としては考えております。

もし、何かあれば。

○IT総合戦略室 基本的には、今の御論議にあったように、本人確認を初め、かなりの程度ハードルはなくなってきたと思います。ただ、免許証とか、それももちろんデジタルにするという議論が出てくるのだと思いますが、現状は現物でコストの面、あと視認性の面で渡さなければいけないものまではなかなか電子化できないときに、必ず物理的なやりとりが残るところを、それでもハイブリッドで、かなり電子化してやってしまうのかと言う

と、まだ残っていると思いますけれども、かなりそこは狭くなる方向になると思うので、今の論議の方向を踏まえて検討をしていただくということだと思っています。

○構成員 免許証が出てくると反応したくなるのですけれども、それもできるでしょうと。マイナンバーカードをスマホにかざせば見れますよねという反論にどうやって耐えるか、それに耐えられるような論理、議論を展開していただけると適用除外がどうかということができるのです。恐らくできないとおっしゃる役所がおりになったら、ここに来ていただいたほうが早いのではないかと思います。

○構成員 よくおまとめいただきまして、ありがとうございます。

官民データ活用推進基本法の10条に書かれたことを強力に進めるということは、日本の経済活性化に必須なことだと思っていますので、ぜひ、政府部内でも強力に前向きに進めていただきたいと思っています。今までの構成員の発言と重なる部分もありますが、そういう観点で幾つかコメントさせてください。

まず、オンラインが原理原則であって、万が一オフラインの処理が必要だったとしても、それはサブだと、正副の副だということを明確に理念として置くべきだと思っています。先ほど適用除外の話も出てきましたけれども、理由にならないような理由で、反論されるというのは、今まで私自身の経験でもございましたので、理屈として実現できるのはいいか、必要なことは担保できるのではないかということを、きちんと担当省庁とも交渉していただきたいと考えております。

それから、制度面について、特に今のお話にも関係するのですけれども、オンラインで事業者が手続きしたくてもできないということについて、特に優先順位を高く、オンラインでできるようにしていただきたいと思っています。

当然、法令の見直し等が伴うものもあると思いますので、それについても経済の活性化という大目的のために、ぜひ前向きに進められるように、政府部内でそういった議論を進めていただきたいと思っています。

また、スケジュールについても資料の中にあっただけですが、これは期限があるのかないのかよくわからない書き方になっておりますので、ぜひ明確に、いつまでにどこまでやるかということ、スケジュール上も明記していただきたいと思っています。

最後に、ワンストップ、ワンスオンリーといったことを実現するためには、省庁間のバックヤード連携、システムの連携が必要だと思いますが、その際のシステムづくりのコストが、どうしても大きくなりがちだと思います。先進事例の英国であるとか、エストニアであるとか、デンマークであるとか、そういったところのシステムデザインの考え方も十分研究した上で、できるだけコストを下げることは可能だと思いますので、そういう思想で進めていただきたいと思っています。以上です。

○構成員 私もほとんどかぶる内容になってしまうのですけれども、幾つかコメントさせていただきます。

まず1つ目が、システムを作っていくというところで、●●構成員からもお話がありましたとおり、横串というのがすごく重要なのではないかと思います。英国は私もGSDのほうに視察にも行かせていただいたので、そのときの様子を見てみると、政府の役人の方を集めているだけではなくて、ちゃんと民間からもITの専門家を集めて、最新の技術がわかる人たちで最初に実証実験もしながら、きっちりと新しい技術を使いながらシステムをつくっていくということをやっていたというのを拝見させていただきました。そういう仕組みを導入して、実際に皆様に使っていただけるようなものをつくっていくということがすごく重要なのかなと思いました。

そう考える理由としては、多分、10年ぐらい前に、手続をすべてシステム化する取り組みを行った時期があったにもかかわらず、システムが使われなくて止めたというものがかなりあったと思います。理由としては、多分、発生件数が少ないものもあったと思うのですけれども、ユーザーから見て、使い勝手がよくなかったものがあったと考えますので、ユーザーの使い勝手を重要視していただきたいなと思っています。それは国民とか企業の方というのももちろんですけれども、自治体の方とか、国の方とか、そういう方も使われるものですので、みなさんの意見をきっちり入れながらつくっていただくということを考えていただきたいなと思います。

具体的などころがどんな手続がいいのかというのはなかなか難しいと思うのですけれども、多分、自治体の中でもかなり先進的に取り組まれているところというのがあると思いますので、そういうところと一緒に組みながらそれを横展開していくということや、そこでやられていることの課題点を挙げて、そこからさらにいいものをつくって横展開していくことで、小規模な自治体でも入れられるようなものをつくっていけるとよいのかなと思いました。

最後に、この調査はすごく大変だと思うので、この調査自体の効率化もできればいいのかなと思いましたので、うまくオープンデータ化して、自治体の皆さんも自分たちでこういうことをやっていかなければいけないなとどんどん情報をアップデートするようなものにできれば国全体として取り組んでいけるようなものになるのかなと考えました。

以上です。

○主査 ありがとうございます。

使ってもらえるものをつくるための体制がちゃんとできているとか、結構重たい話ですね。

○IT総合戦略室 このワーキングで議論できるかはともかく、いろいろなところで議論をしてきたいと思っています。

○構成員 さっき申し上げたように、コンソーシアムを立ち上げるときに、民間も最初から入れる。それもバラエティーに富んだ企業、例えばベンチャーを入れてもいいと思うのです。その環境の中でベンチャーを育てることが可能になるという日本がいろいろやらなければいけないことを、実際に行ういい場になるのではないかと思います。この中で

彼らもいろいろなコネクションをつくることもできるだろうし、勉強もできるだろうと思います

最初のチームづくり、それに組織づくりなどは、いろいろな国に聞いてみると、とても大変なことらしいのです。よほどトップダウンの方式が簡単で早いと見えてしまう。しかしトップダウン方式を採用するならトップからずっとやれと言いつづけてもらわないと、またみんな規制とかの目をぬぐって、計画が死んでいくわけですね。ですからもし日本でやるのなら、ボトムアップ方式はどうでしょう。これをやるのだねというような意思に駆られて実行するチームを作る。そうすれば参加する企業や団体を含めてチーム全体の能力も底上げしていくと思いますので、すごくIT戦略室の助けにもなると思います。

あとは権限を集める。予算でもプロキュアメントのフローでもいいので権限を掌握すべきだと思います。ではないと、本当に縦割りの組織に横串をいれるのは、大変な作業になりますので、これも不可欠だと思います。

○主査 何か御発言ありましたら、どうぞ。

○構成員 細かい点も含めてと、今の●●構成員のお話と関係する点を2点ほど。

一つは資料1-3の9ページですが、コネクテッド・ワンストップのところにAPIの話を入れていただいている、これはすごく重要な施策だと思います。このAPI公開の義務づけに加えて開発者向けサイトの開設というのを入れておいたほうがいい。

アメリカのオバマ政権のときに、APIの話とセットでデベロッパーページをつくれという指示が出されました。つまり、APIを公開しただけではだめで、それを使う開発者との対話の場や情報提供の仕組みが重要です。APIを使うのは国民ではなくて開発者です。その開発者向けサイトをAPIとセットでつくること、これはAPIごとにつくらなくても、政府で1個でもいいので、そういうものを意識したほうがいいと思います。

それと関連して、6ページに申請手続ワンストップサービスの実現がありますし、法人インフォの9ページにもベンチャー支援プラットフォームの概要というのをいただいていますけれども、こういったサービスを考えるときに、どうしても技術的、制度的にできるかどうかに関心があって、ユーザーが本当に使いやすいか、使いたいと思うかという観点が後手に回るがあると思います。●●構成員が言われたユーザーファーストもそれに対する指摘だと思います。

サービスを考えるに当たっては、初期の段階でユーザーと開発者とのオープンな対話の場をつくる。そこで、いろいろ広い意見、技術的意見、ユーザーの意見も聞きながら進めると、ユーザーの使い勝手がいいものができると思います。こういう視点も入れられるといいと思います。

○主査 今の開発者サイトの話が、さっきの●●構成員のおっしゃったオープンな開発というのにつながってくるのですね。それを盛り込むというのはできるのですか。

今までユーザー志向をしなければいけないというのは、何度かここでも議論が出てきたのだけれども、それに加えて、開発者を意識したほうがいい。もっとオープンな開発体制というものをやろうという話ですね。

○構成員 以前、復旧・復興支援データベースをつくったときには、Hack For Japanという団体に協力していただいて、開発者の方に集まっていただいて、アルファ版の段階でいろいろ意見を聞いて、それをもとにベータ版をつくりました。開発者の方は極めて協力的です。国のシステムを事前に自分たちに開示して意見を聞いてくれるということに対しては、彼らのモチベーションが上がるので、協力は得られると思います。

○主査 これも、このチームの守備範囲かどうかかわからないけれどもね。

○IT総合戦略室 御指摘のような話だと思います。御指摘の話は多分、手続の話だけではなく、電子政府そのもの、国のシステム全体をいろいろな民間と協力しながらつくっていくべきだという話なので、電子政府全体の話も含めて、今後それに対する対応は考えていきたいと思います。

○構成員 今、アルファ版の話がありましたけれども、同じ資料1-3の11ページに、いろいろなシステムが書いてあります。やはりNACCS等々にかかわった経験から言うと、アーキテクチャーの段階から参加していただかないと難しい案件もあるので、そこは scope を広くとっていただければありがたいなと思っております。

あと、細かいことですが、資料1-2で例えば「(2) 主な改善促進手続のオンライン利用率」というものがあり、例えば国税申告で58%はオンラインを使っていますと言われて、自分は42%の側かと認識したのですが、これは要するに、申告手続の中の一部でもオンライン利用していると、58%のほうに入ることなのですか。非常にプリミティブな質問で済みません。

○総務省行政管理局 おっしゃっているのは国税申告の所得税のことと思うのですが、そのほか法人税の申告等も含め全部合わせると国税の分野としてはこれぐらいになっているということになります。国税の申告をするときにオンラインでカウントしているというのは、例えば、御自宅でe-TAXを使って結果を入力したものを紙で出力して提出するというような場合はオンライン件数として数えておりませんし、オンラインで提出しているものだけをカウントしています。

○主査 実感と違うということですね。

○構成員 相当違いますね。

○総務省行政管理局 国税庁から聞いたことがあるのは、個人の所得税も、実際には税理士さんにやっていただいているという数も相当あるみたいですので、本当に個人でやられている方の数はある程度限定されているのではないかという気がします。

○主査 ほかに何か。どうぞ。

○構成員 事務局の方には以前お願いをしたんですが、資料1-3の18ページ、規制改革推進会議の中に、主にこちらと関係するものとして、行政手続部会と投資等ワーキングがあり

ます。それとこのワーキングチームと電子行政分科会の4つの会議体がそれぞれ何を検討して、どんな役割を果たして、アウトプットがどちらのインプットに使われるかとか、最終的にはそれぞれがどんなアウトプットを出すかとか、簡単でいいので全体がわかる資料をつくっていただきたいと思います。幾つも参加していると、どれがどこにどう関係しているのかがわからなくなってくるのです。

○構成員 私もどこで何を話したのか覚えていないことがあります。

○構成員 簡単な資料でいいので、お願いできればと思います。

○構成員 あと、やはり定期的に、たとえばクォーターに1回ぐらい関連する会議や部会等のレビューの機会を持った方がいいと思います。特に、投資等ワーキング・グループでリードしている税と社会保障の部分は、ITシステム構築に際して基盤になると思いますので、これは同じアングルで進めていかないといけないものです。規制改革も規制の話だけの話をしているのではなく、こうした重複した部分は本当に二人三脚で両輪で動くぐらいの勢いが必要だと思っています。突破しなければいけないいろいろな軋轢がある同じようにある場合は、一緒に行った方がいいと思います。

○主査 どんな感じでしょうか。資料1-3の3つの方向性、つまり、3つの原則とそれから取り組む領域で、重大な御提起をいただいたような気がします。例えば、官官というのが結構大きい。役所間でちゃんとやれているのですかというのは、素朴で大きい御指摘だったような気がします。

そういう話とか、全部というのは改めて目標にした方がいいのではないかという御指摘、それから手続にフォーカスするのではなく、プロセス全体を意識したものにしないと、手続だけ見てもいけないのではないかと、とても重要な御指摘をいただき、かつ、これを執行する体制として、IT戦略本部というものをつくって10何年たったのかな。そもそもつくるときに大騒ぎになったわけですがけれども、推進体制についても考えた方がいいのではないかと。いろいろ御指摘をいただいたのですけれども、その辺、盛り込めるものを盛り込んでいきながらおおむねこの方向で、あとは具体的に何に取り組んでいくか、それは規制改革推進会議との役割分担も含めて、各論に落とし込める話をしていくことになるかと思うのです。大筋そんな流れで皆様よろしいでしょうか。

では、そういう方向で進めていただくこととし、今後のスケジュール感のことについて、事務局から御説明いただけますか。

○IT総合戦略室 ありがとうございます。

それでは、資料2に基づきまして、一言御説明させていただきます。本日は、全体骨子ということで御議論いただき、たくさん有意義なコメントをいただきました。先ほどのことを踏まえて、次に進めたいと思います。

次回の第4回は中間報告という形で、本日の御議論を踏まえた上で、もう一度整理し、御議論を図りたいと思います。まだ、どこまでできるかはわかりませんが、全数調査も並

行して進めていこうと考えておりました、それらを含めて御議論いただきたいと思っております。

その後、先ほどありましたように、規制改革推進会議とも連携しながらまとめを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○主査 それでは、きょうも大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

○IT総合戦略室 ありがとうございました。

先ほどありましたように、全て公開ということと、議事録につきましては、皆様に確認いただいた上で公開いたします。

次回は2月後半を予定しております。よろしく申し上げます。

以上、本日はありがとうございました。